

## 史料編纂所所蔵島津家本『面高真連坊頼俊日記』について

畑 山 周 平

はじめに

『大日本史料 第十一編』は、二〇一八年発行の第二十八冊より天正十四年（一五八六）の編纂に取り組んでいるが、その作業の過程で、史料編纂所（以下、本所）所蔵「島津家本」のうちの写本『面高真連坊頼俊日記』<sup>①</sup>に、天正十四年三〜四月の記事があることに気づいた（以下、頼俊が書いた日記を「頼俊日記」と呼び、特に島津家本の写本を指す場合は「日記」と表記する）。頼俊は薩摩島津氏に仕える修験者で、天正十四年には使者として安芸毛利氏へ派遣されており、同年六月二日には、彼の帰国が遅いのを案じる島津重臣伊集院忠棟の書状が作成されている。そこで二〇二四年発行の『大日本史料 第十一編之三十三』では、この忠棟書状をもとに天正十四年六月二日条を立て、『日記』の同年部分を全文翻刻収録することにした。

ただ、『日記』には『第十一編之三十三』収録分のほかにも、天正十一年の記事もあり、また編纂の過程で『日記』に関する若干の知見を得ることもできた。そこで本稿では、『日記』に関して知り得た情報を提示するとともに、残る天正十一年の記事を翻刻紹介したい。

頼俊について

まず頼俊の経歴<sup>②</sup>だが、島津家臣の家伝のうち比較的成立が早いとみられる『諸家大概』には、①面高氏は肥前面高の出か、②面高宥泉坊の子が真連坊頼俊、頼俊の子が連長坊、③もとは薩摩市来にいた、④島津氏の日向侵攻時に同国深年の善哉坊に入る、⑤豊臣秀吉の九州侵攻時などに使僧を務める、以上のようなことが書かれている<sup>③</sup>。

このうち、①は検証するすべがないが、ほかはある程度裏付けが取れる。まず②は、後述する頼俊の『自記』の永祿四年（一五六一）条に「師匠宥泉坊」、「大日本古記録 上井覚兼日記」（以下、『上井』）天正十四年正月四日条に「弟子連長坊」とあることから、宥泉坊―真連坊―連長坊という師弟関係が確認でき、これが親子関係でもあった可能性はあろう。

次に③④だが、やはり頼俊の『自記』を参照すると、永祿十二年六月二十日の「市来湊を出船申候」に始まり、天正六年十二月十八日に至るまで、彼が薩摩市来から使者として出発したことを示す文言が複数見える。ところが同八年十月十六日の記事では、頼俊は日向宮崎の上井覚兼の肥後出陣に同行している。こうした記述から、彼は天正六年十二月までは市来にあったが、その後八年十月までの間に日向に拠点を移していたと考えることができよう。

そして、彼の日向での拠点が善哉坊であったことは、以下の史料から

確定できる。まず『高岡名勝志』(文政十一年追加部分<sup>(5)</sup>)に、天正十二年九月九日付けの善哉坊内鎮守若宮八幡棟札写が収録されており、そこに「願主当寺中興和州三輪山同行真連坊頼俊」と見えている<sup>(6)</sup>。また現在、宮崎県国富町深年寺中の善哉坊跡地には、「逆修 當寺中興之主優婆塞 權大僧都頼俊真連坊 法印位」(表)、「于時天正十五丁亥曆六月七日七分全得主敬白」(裏)の銘文がある逆修板碑が残されているのである<sup>(7)</sup>。

以上から、頼俊がもと薩摩市来におり、のちに日向善哉坊に移ったことは事実とみてよいだろう。ただし、移動の時期は天正六年十二月から八年十月の間とみられるので、『諸家大概』が伝える島津氏の日向侵攻時(五年十二月)よりは遅れるようである。

⑤の使僧としての活動も、本人の『日記』に詳しいが、ここでは頼俊日記に直接関係する天正十一年および十三、十四年の活動を、同時代史料たる『上井』から確認しておこう。前者については十一年二月二十四日条に記述があり、それによると「善哉坊」＝頼俊は、去年長宗我部元親や足利義昭・毛利輝元のもとへ赴き、鹿児島を経て昨日帰宅、この日宮崎の覚兼を訪れている。後者については、十三年十月ごろから頼俊の京都・中国地方派遣が計画されており、十四年正月四日条によると、彼は前年のうちに「上洛」したという。そして同年六月十六日条から、「中國」に行っていた頼俊が、このころ帰国したことがわかる<sup>(9)</sup>。

最後に、『諸家大概』には記されていないが、頼俊の生没年についても述べておくと、『高岡名勝志』(文政七年作成部分)善哉坊の項には元和五年(一六一九)四月九日没とある。また『高岡町史 上巻』(註(2)参照)は、永祿九年に二十四歳などと、頼俊の年齢を記している。後述の通り、同町史は面高家伝来史料を参照して書かれている可能性があり、この年齢情報も何らかの史料に基づくとと思われる。ここか

ら逆算すると、頼俊は天文十二年(一五四三)生まれとなる。

さて、従来注目されてこなかったが、この頼俊が実は日記を書いており(頼俊日記)、その写本として島津家本の『日記』が現存しているのである。そこで次に、頼俊日記の諸伝本について整理してみよう。

#### 頼俊日記の諸伝本

頼俊は善哉坊を拠点としたため、その関係史料は頼俊日記も含め、日向高岡の善哉坊ないし面高家に伝わっていたと思われる。実際、鹿児島藩記録所で作成されたとみられる『備忘抄』に、次の記事がある<sup>(10)</sup>。

高岡  
一善哉房日記自天正十年中秋至同  
十一年四月廿八日

『備忘抄』は幕末の編纂物と考えられるが(註(10)参照)、それ以前に記録所に蓄積されていた古い情報をそのまま書いている可能性もあるので、右の記事もいつの時点での情報なのかははっきりしない。それでもこの記事からは、江戸時代のある時期に、頼俊日記が高岡に存在していたことを確定することができる。なお『高岡名勝志』(文政七年作成部分)善哉坊の項にも、「真連坊諸所江差越、御奉公相勤候日記有之候得共、事長ク候故、書載不申候」とある。ただしこちらは、「真連坊諸所江差越」とあり、頼俊の活動が多数記されているようなので、頼俊日記ではなく後述の『日記』を指しているのかもしれない。

いずれにしても、『備忘抄』の記事から、善哉坊が所在し面高家が拠点とした高岡に、かつて頼俊日記が存在していたことは確実である。伝来から考えて、これが最善本であったろう。しかし、この本の行方は残念ながら判然としない。

頼俊日記のうち、現時点で参照可能な伝本は、島津家本『日記』のみである。後述の通り、これは大正ごろに活動した坂田長愛の蒐集本を写したもので、坂田が入手する前の来歴は不明、かつて高岡にあった最善

本をどの程度忠実に反映しているのかも不明である。

一方、これとは別の本が現存している可能性がある。というのも、前出『高岡町史 上巻』(註(2))参照に、頼俊日記の天正十年十月一日～四日条が引かれているのだが、その字句に島津家本『日記』と多少の異同があるのである。同町史はほかにも「面高家譜」や「善哉坊覚書」などという名称の史料も引用しているため、頼俊の子孫に伝わった面高家伝来史料を参照していたのではないかとも思われる。そうだとすると、同町史所引の頼俊日記のほうが、島津家本『日記』よりも善本である可能性が高い。あるいはこれが、かつて高岡にあった最善本そのものなのかもしれない。しかし同町史には引用史料に関する詳しい情報が書かれていないこともあり、それらが現在どこにあるのかは不明となっている。これらの諸史料に関しては、宮崎の研究者と情報交換を始めたところであり、今後「再発見」に向けた取り組みを続けていきたい。

#### 島津家本『日記』について

ここまで述べてきたことからもうかがえる通り、残念ながら島津家本『日記』は良質な伝本ではない。しかし現時点ではこれが参照可能な唯一の伝本であるので、まずはここから最大限の情報を引き出していく努力が求められよう。以下、『日記』について説明を加えておく。

まず「島津家本」という史料群についてだが、これは明治から昭和初期にかけて設置された、旧鹿兒島藩主島津家の家史編纂機関、公爵島津家編輯所が蒐集・作成した史料群である。中世以来の島津家の家文書である国宝「島津家文書」とは、名称は似ているが別グループであり、近世後期から近代の写本が主体をなしている。一見、中世史研究者などには縁遠い史料群のようだが、実はこれらの写本の中には、古い時代の情報を含んだものも多くあり、専門とする時代に関係なく、様々な研究者

が活用していくべき史料群である。本所では「東京大学デジタルアーカイブズ構築事業」<sup>13</sup>を利用して、二〇二二年度から島津家本のデジタル化に着手し、本所「所蔵史料目録データベース」を通して順次画像公開を進めている。<sup>14</sup>『日記』の画像もすでに公開しているので、本稿と合わせで参照されたい。

『日記』の書誌については、詳細は右の画像をご覧いただきたいが、簡単に記述しておく。本史料は冊子一冊で、まず表紙と内表紙があり、続いて「柱」に「公爵島津家編輯所」と書かれた罫紙三十五枚に本文が記されている。<sup>15</sup>次に甲号奥書を記した薄紙があり、最後に裏表紙が付いている。本文の書体はほとんど楷書といってよく、崩し書きや続け書きにされているのはごく一部にとどまる。奥書によると、底本は「坂田長愛氏所蔵写本一冊」、謄写着手が大正十年(一九二二)六月十一日、完了が七月二十一日、校正終了が十二年三月十九日である。

つまり『日記』は、大正期に楷書に近い形で写された本なのであり、原態をとどめたものとはいえない。関連して指摘しておきたいのが誤写の多さで、たとえば『第十一編之三十』収録分の天正十四年四月八日条「永にて堀江迄被送候」は、「舟」を崩した形を「永」と誤認したものである。また同年三月十二日条の「昭との」に至っては、当初正しく「昭秀」(足利義昭の臣一色昭秀)と写したものを、校正の結果「昭との」としてしまっている。<sup>17</sup>『第十一編之三十』および本稿での翻刻にあたっては、可能な限り校訂註を付けたものの、意味がとりにくい箇所も残っており、原文の復元には今後も取り組んでいく必要がある。

さて、『日記』の底本は坂田長愛所蔵本とある。坂田長愛(一八七〇～一九四五)は大正ごろの島津家編輯所所員で、鹿兒島藩に関する史料蒐集や著作執筆に精力的に取り組んだ人物である。<sup>18</sup>管見の範囲では、島津家本中の『老岐加賀守年代覚書』<sup>19</sup>や『宝光寺年代記』<sup>20</sup>も、坂田の蔵本

を写したものであるので、彼は個人としても多くの史料を所蔵していたようである。ただ、坂田の蔵本がその後どうなったのかはわかっていないため、坂田所蔵の頼俊日記はどのようなものだったのか、またそれを彼がどこから入手したのかは、不明とせざるをえない。

以上のように、島津家本『日記』は原態をとどめておらず、来歴にも不明点が多く、良質な伝本とはいえない。しかし本文を読んでも、その内容は確かかつ貴重なものであり、伝本の欠点を差し引いても、今後活用していくべき史料だといえる。以下、『日記』の内容に関して二つ検討を行うことを通じて、その確実性・貴重性を示しておきたい。

### 『日記』の記述範囲

まず、『日記』がいつからいつまでのことを書いているのか、その記述範囲を検討してみたい。

『日記』は「天正十年中秋吉祥日、首途之日」と、記主が出発した日から始まっている。その後、「明けハ」「次之日」など、日にちが変わったことを示す文言が八回見え、次いで「廿日」とあるので、逆算すると出発日は十一日となる。さらにその先も見ていくと、毎日記事があつて日にちは三十日まで進み、その次に「神無月朔日」と書かれている。してみると、出発月は神無月の一つ前の九月になるはずである。よつて出発の年月日<sup>(21)</sup>は『日記』の書き出しは、天正十年九月十一日となる。

その後はほぼ毎日の記事があつて十二月三十日に至り、次いで「天正十一年正月朔日」と記され、二月二十一日まで記事が続いていく。この間の記主の行動の概略を述べると、日向を出発し、土佐に渡つて長宗我部元親に会い、四国を縦断して毛利領国に渡り、足利義昭や毛利輝元らと接触、秋月氏らの勢力圏を経て二月十一日に鹿児島に到着し、同月二十一日に日向に帰るべく鹿児島を發つている。これは先に『上井』に

よつて確認した、当時の頼俊の動きと一致している。以上の天正十年九月十一日から十一年二月二十一日までの記事が、本稿で翻刻する箇所であり、これを仮に第一部と呼んでおく。

さて、『日記』は十一年二月二十一日の記事の後、丁を改めて、「三月十日、晚景、布施殿江御禮申候」と再び記述が始まり、四月三十日までほぼ毎日の記事が続き、同日の途中で終わっている。ここが『第十一編之三十三』に収録した部分であり、これを第二部としておく。

第一部が十一年二月二十一日で終わり、第二部が三月十日から始まっているため、一見、第二部も十一年の記事のように思える。実際、先に見た『備忘抄』は、「善哉房日記」の記述範囲を「自天正十年中秋至同十一年四月廿八日」としており、第二部も十一年の記事だと判断したようである。また、島津家本『日記』の表紙題簽に「自天正十年九月至同十一年四月」とあることから、島津家編輯所が写本を作成した際にも、同様な判断が下されていたことがわかる。

しかし第二部の内容を見てみると、これは明らかに天正十四年のことを書いたものだといえる。年次に関わる部分を中心に第二部の概要を述べると、記主は三月十日時点で足利義昭がいる備後津之郷にあり、十四日に義昭の御内書を受け取っている。その後、伊予に渡つて四月六日に湊山にて小早川隆景に会い、八日には井上春忠から大坂登りの様子を聞いている。次いで安芸吉田に赴いて毛利輝元と接触、帰国の途につき、二十七日の周防山口到着まで足跡が追える。

このうち義昭御内書は、天正十四年に比定できる三月十四日付けのもの<sup>(22)</sup>があり、大坂登りは十三年十二月に隆景らが大坂に赴いた件が対応する。特に決定的なのは隆景が伊予湊山に<sup>(23)</sup>いることで、彼は十三年八月ごろに伊予を与えられ、十四年三月には同国に渡つて湊山城の普請を行つている。そして九月ごろには九州に向けて出陣し、翌十五年も戦い

を続け、六月に伊予に替えて北部九州を与えられている<sup>(24)</sup>。よって、四月に隆景が湊山にいるという状況は、十四年でしかありえないのである。

以上をまとめると、『日記』の記述範囲は天正十年九月十一日～十一年二月二十一日、および十四年三月十日～四月三十日となる<sup>(25)</sup>。また検討の過程で、『日記』の記述が『上井』などの同時代史料と一致することも判明したので、その内容の確実性も裏付けられた。さらに『日記』には、頼俊が足利義昭や長宗我部氏・毛利氏らのもとに赴いた様子が書かれていることもわかったが、ここから本史料が、天正十年代の西国の外交・交通に関する貴重な情報を含んでいることもうかがえよう。

#### 『日記』に登場する「露月」について

次に、『日記』に類出する「露月」なる人物について検討し、それを通じて本史料の重要性の一端を明らかにしてみたい。

露月は、『日記』第一部では天正十年十一月十九日条の「霜月」(「露月」の誤写と判断)が初見で、以後、毛利輝元の島津氏への返事を国司元武とともに伝えるなど、諸事を取り計らっているが、<sup>(26)</sup>頼俊が安芸吉田を離れた後は見えなくなる。次いで第二部では、十四年三月十六日に頼俊が吉田に着いた後、十八日から露月が登場するようになり、伊予に渡って小早川隆景との間を斡旋したり、吉田に戻って登城の指示を出したりしている<sup>(27)</sup>。四月十四日には国司元武・露月と頼俊が相互に入魂を約しており、二十二日には吉田を発つ頼俊を露月が送っている。以上から、露月は輝元の配下で吉田におり、島津氏の使僧頼俊を取り次ぐ役割を果たした人物だったと考えられる。

ここに、毛利氏と島津氏との関係を考える上でのキーパーソンを検出することができたわけだが、露月は俗名とは思われないので、彼は法体の人物と推測される。注目したいのは、『日記』に露月と同じような役

割を果たす、坊号の人物が見えることである。

それが「五戒坊」である。その初出は十年十一月十日条で、この日安芸吉田に着いた頼俊に対応し、以降十三・十六日を除いて、十八日まで毎日『日記』に現れる。特に十八日は、頼俊が五戒坊・国司元武と内談して吉川元春への書状を調べており、元武とセットで現れる点でも露月と共通している。ところが、五戒坊はこの日を最後に『日記』から姿を消してしまう。そして翌十九日から、露月が登場してくるのである。

ここから浮かび上がってくるのは、五戒坊と露月は同一人物なのではないか、という仮説である。言い換えれば、頼俊は当初この人物を五戒坊と呼んでいたが、何らかの理由でこれを改め、途中から露月と呼ぶことにしたのではないか、ということである。

この仮説は、ほかの史料から裏付けることができる。まず、天正十四年に比定できる七月十四日付けの毛利輝元書状に、<sup>(28)</sup>「薩摩へ遣候日向入道露月も、未のほらす候」とあり、これ以前に輝元から島津義久のもとへ日向入道露月が派遣されていたことがわかる。一方、同年に比定できる七月付け(日にちは欠く)の輝元あて義久書状案には、<sup>(29)</sup>「猶委細之段、五戒房可爲演説」と記されている。義久から詳細を聞いた五戒房が、輝元のところへ行行って演説する予定であることが読み取れる。

つまり、天正十四年七月以前に輝元から義久へ日向入道露月が遣わされておき、また同月には義久から輝元のもとへ五戒房が行く予定となっていたのである。この二つの事実を突き合わせるならば、やはり露月と五戒坊は同一人物と考えるのが自然であろう。

さて、日向入道露月＝五戒坊と考えると、その人物像はさらに豊かに復元することが可能となる。実は島津側の史料には、五戒坊が登場するものがほかにもあるのである。まず、天正六年の十二月十日付けで輝元らに宛てて作られた義久書状案には、<sup>(30)</sup>「猶五戒坊可爲演説候」などの文

言が見える。また『上井』によると、天正十三年二月、足利義昭の上使の案内者として「毛利殿使僧五戒坊」が鹿兒島に来ており、五月まで滞在している。<sup>(31)</sup>つまり五戒坊＝露月は、天正六・十三年にも毛利―島津間の使者を務めていたのであり、先に見た十四年七月ごろのことも含めると、少なくとも三度は両者の間を往来していたのである。一方で、島津氏からの使僧頼俊が安芸吉田に来た際には、彼はその対応にあたっていた。してみると彼は、毛利領国における対島津氏の実務担当者のような立場にあったと考えることができよう。

なお、彼の呼ばれ方について付言しておく、義久書状案や『上井』では、彼は五戒坊と呼ばれていた。『日記』でも当初は五戒坊と表記されていたので、島津側では彼を五戒坊と呼んでいたらしい。一方毛利側に関しては、現状は前出の輝元書状しか材料がないが、そこには「日向入道露月」とある。頼俊が毛利領国に滞在する中で、『日記』内での表記を露月と改めたことも踏まえると、毛利側では彼を露月と呼ぶのが普通だったのではなからうか。こうした呼ばれ方の違いも、大名同士の交渉を担うという、五戒坊＝露月の性質を象徴しているように思われる。

以上、露月について検討してきたが、彼に関しては『日記』の記述が基盤となり、そこに『上井』や各種文書に出てくる情報が集約されていくことで、人物像が鮮明に復元できたように思う。こうしたことから、『日記』の内容の重要性は明らかであろう。伝本には欠点があるものの、やはり『日記』は今後活用していくべき史料であるといえよう。

#### 関連史料 『面高連長坊俊信自記』

さて、ここまでの検討の中でも度々言及してきたが、頼俊日記に深く関係する史料として『面高連長坊俊信自記』（以下、『自記』）があるので、最後にそれについても簡単に説明しておきたい。

まず伝本だが、筆者が実見できているのは、①本所蔵島津家本『群書合輯』第二冊所収本、②本所蔵島津家文書「平田氏蔵書」中の写本、③鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本の三点で、②と③はほぼ同文、①は内容は同じだが誤字脱字が多い。このほか④都城島津邸所蔵『山田有長雑集』にも『自記』の写があるようで、『鹿兒島県史料 名越時敏史料九』は、名越時敏著の①を底本に、②④を勘案して翻刻している（二一八～二二三頁）。<sup>(36)</sup>なお、①②は本所「所蔵史料目録データベース」で画像を公開している。

『名越時敏史料九』の解題（安藤保氏執筆）がすでに言及しているが、②の冒頭には「本書高岡深年村善哉坊之古書を写置者也」とあるので、『自記』はもともと善哉坊にあった史料である。

また『自記』は書名から、頼俊の弟子連長坊の著作のようにもみえるが、やはり『名越時敏史料九』が指摘している通り、その記主は頼俊本人である。たとえば『自記』には、次のような記述がある。<sup>(37)</sup>

一、天正十三乙酉、京都へ可被差登由、被仰付候條、霜月十二日二罷立候て、かこしまへ參上申候、<sup>略中</sup>御談合相替り、鎌田刑部左衛門尉殿被成御上洛候、拙者ハ中國へ御用之儀多候て、被差登候、<sup>略下</sup>

記主は京都への派遣を命じられ、天正十三年十一月に鹿兒島に赴いたが、計画が変わって鎌田政広が上洛することとなり、記主は中国地方に行つて翌年六月十一日に鹿兒島に帰つてきた、ということである。これは、先に『上井』や『日記』によって確認した頼俊の動きと一致している。一方連長坊は、十四年正月四日に宮崎の上井覚兼のもとを訪れており（『上井』同日条）、当時は在国していた。したがって、『自記』の記主は頼俊だと考えられ、その弟子連長坊ではありえない。

さて『自記』の内容だが、これは頼俊本人が自らの功績を書き上げた

ものであり、永祿四年から慶長五年までの活動が多数記され、九州の諸領主や豊臣家・徳川家などとの交渉に活躍した様子をうかがうことができる。『日記』の記述範囲と重なる天正十一年および十四年の記事もある<sup>(38)</sup>ので、両者を合わせて検討することで、戦国期における使僧の活動を具体的に解明していくことができるだろう。

## 註

- (1) 請求記号…島津家本—さⅡ—三—一〇四。
- (2) 『高岡町史 上巻』(同町、一九八七年) 第四章第六節「島津義久の使僧、面高頼俊」、根井浄『修験道とキリシタン』(東京堂出版、一九八八年) 二〇六頁、永松敦「島津義久と修験道」(『西南地域史研究』九、一九九四年)、西光三「面高頼俊」(日本史料研究会編『戦国僧侶列伝』星海社、二〇一八年) などにも概説があるが、信憑性の高い史料を軸に再整理する。
- (3) 『鹿兒島県史料集 六』一八—一九頁。『諸家大概』は、延宝三年(一六七五) 成立の『御家中諸家大概』を増補したものと考えられている(林匡「薩摩藩文書奉行及び初期の記録奉行について」『鹿兒島史学』五二、二〇〇七年など)。面高家の伝の増補時期は不明だが、早ければ十七世紀中に書かれたものである可能性があるか。
- (4) 覚兼は天正八年八月十一日付けの島津義久判物(『鹿兒島県史料 旧記雑録』(以下、『旧記』) 後編一—一五五) で日向海江田を与えられており、このころ宮崎に移ったと考えられている。
- (5) 宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館所蔵史料、本所ポータルデジタルBD2024-011500。本史料は、鹿兒島藩による地誌編纂事業の材料として、同藩領の日向高岡郷が作成したもので、文政七年(一八二四) 作成部分と、同十一年追加部分からなる。善哉坊は、この高岡郷内に所在していた。
- (6) なお『高岡名勝志』(文政七年作成部分) 善哉坊の項には、天正六年正月二十八日付けの熊野権現棟札裏書が写されており、そこに「當時中興之主和州内山三輪山両寺同行逆峯修行数度真連坊頼俊・同連長坊俊恵」とある。ただこの裏書写には、天正十五年以降にならないと現れないはずの「(島津) 義弘」の名が書かれている(六年であれば、彼は「忠平」を名乗っているはずである)。そのため、この裏書写には何らかの改変が施されている可能性が高く、本稿では考証の材料として採用しない。
- (7) 『国富町郷土史 上巻』(同町、二〇〇一年) 二六三頁など。銘文は板碑を実見し校訂した。
- (8) 『上井』天正十三年十月十八・二十二・二十三日、十一月八日条。
- (9) この時期に関しては、『真連坊』が見える文書も多く残っている。(天正十三年) 十二月十三日島津義久書状案、(同十四年) 正月二十五日毛利輝元書状、(同年) 六月二日伊集院忠棟書状案(以上は『大日本史料』の当該日に収録)、および(同年) 五月十一日小早川隆景書状(本所研究成果報告『島津家文書』御文書) 外中世文書集) 二〇二四年、二九頁。https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/records/2009844)。
- (10) 『鹿兒島県史料 記録所史料二』備忘抄二二六。本史料の性格については、『記録所史料二』の解題(五味克夫氏執筆)などを参照。文久四年(一八六四)の文書写を含み、伊地知季安の関与も確認できるので、幕末の編纂物と考えられる。
- (11) 詳細は朴澤直秀「島津家本」の構成と形成過程」(『東京大学史料編纂所研究紀要』八、一九九八年)。
- (12) たとえば、時代を問わず基礎史料として活用されている『旧記雑録』や『地誌備考』(ともに『鹿兒島県史料』で活字化) は、実は「島津家本」に属する史料である。
- (13) <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/contents/archives-top/overview>
- (14) デジタル化は請求記号「さⅡ」から番号順に進めるのを基本とし、並行して『日記』のような、ただちに研究活用が期待できる史料の公開も進めている。
- (15) 内表紙に「紙數三十六枚」とあるのは、内表紙と本文の野紙を足した数だろう。



【翻刻】

凡例

一、本稿では、史料編纂所所蔵島津家本『面高真連坊頼俊日記』（請求記号・島津家本―さII―三―〇四）の冒頭から天正十一年二月二十一日までの部分を翻刻する。これに続く天正十四年三月十日から四月三十日までの部分は、『大日本史料 第十一編之三十』一六〇二五頁に翻刻してあるので、合わせて参照されたい。

一、字体・分註などの体裁は、極力『大日本史料 第十一編之三十』に揃えた。ただし印字の都合上、一部の文字は常用字体とし、変体仮名「は」「に」「と」「え」は「ハ」「ニ」「与」「江」で代用した。

〔表紙題簽〕

〔面高真連坊頼俊日記〕自天正十年九月  
至同十一年四月 全

〔内表紙〕  
（紙數三十六枚）

面高真連坊頼俊日記 ○書名ノ部分ニ、公爵島津家編  
輯所圖書之印 朱印一顆ヲ捺ス、

天正十年中秋吉祥日、首途之日、宮崎へ祇候申、勢州二得御意事、多々

〔日向〕

〔上井覺兼〕

候キ、それより關右京亮殿にて御祝重疊、やかに桑古へ參候て、師弟

〔奈之〕

子ともに打立候、  
晩かた山崎罷著候、明けハやかに海藏坊・

〔同題〕

〔十二日カ〕

降圓坊酒肴種々、

〔同題〕

次之日、修善寺和泉坊・迄給坊預大酒候、穂村より成部大夫めつらしき

〔同題〕

一色被送候、おなしく山崎衆祝越之酒、萬藏坊・降圓坊・田中殿入御

〔儀カ〕

候キ、宮崎より四國への書信・進物、以前田與介殿被送下候、

〔上井覺兼〕

次之朝、修善寺より松露被送候、

〔十四日〕

次之日、八幡之御神事拜見候、

〔十五日〕

次之日、不動寺被成來儀候、

〔十六日〕

〔十七日〕 庶教寺被成光臨候、

〔十八日〕

次之日、關右京亮殿御來儀、

〔十九日〕

次之日、船二荷物乘申候、

廿日、船罷出、出船之談合申候へ共、船頭申留候、はやく敷罷出候

〔同題〕

〔同題〕

舟ハ、江田之沖よりとりなをし、三艘ともに内海之やうにかけをとし

〔同題〕

候、我も出船申さず候ハ、天道の加護と申合候キ、俄二大雨風、おそ

〔同題〕

ろしきもん二候、  
次之日、江田の伊賀坊預御酒候、終日海藏坊種々雑談申居候、降圓坊よ

〔同題〕

り旅宿へめつらしき□あつかり、  
廿二日、穂村へ罷越、大乗さまの物かたり共申暮シ候、罷歸□備中

〔同題〕

守殿・甲斐守殿御尋二候キ、  
次之日、濱などへ罷出、日をくらし、くつれはをの御月待候て、夜もす

〔同題〕

から雑談申候キ、

廿四日、午之時計二出船して、其日ハ終り順風に任せ、なに事なく美々

〔百カ〕

〔同題〕

湊まで罷著、戌之時計、俄二大風雨出來、舟をも繫留す、黒闇に細島

〔同題〕

のこたく走出候、方角をとりうしないツ、二分海士の篝火の影を見

〔同題〕

付□□を取なをし、又妻こふ鹿の聲をしるへにかちをなをす、二分カ

〔同題〕

電光の影にて細島をた、し、一之鳥時分、漸著岸申候、上野安房介殿

〔同題〕

へ旅宿を定申候、  
次之日、城内へ罷上候、終日滞留申候、

〔同題〕

次之日、伊州被來越、懇切候、然し細島百姓中八人預樽酒候、就中南禪

〔井尻頼貞カ〕

坊・對馬介・木工助・次郎相越候、於觀音寺雑談候、それより日知屋

〔同題〕

のこたく罷越、眞幸よりの客人と終夜かたり明し候、  
明れハ、出雲の住人おもしろき舞樂とも候、貴賤群衆無計候、

〔同題〕

次之日、草乗坊來越、預御酒、  
次之日、伊州御來越候、於觀音寺、出雲舞終日見物申、扇出し候、

〔同題〕

次之日、島田老名中と酒寄合申候、なくさみ申候□候それより、

神無月朔日の未計ニ出船之時、在所二人々小船より乗、いとおもしろき

酒宴、申計もなし、名残の丈、舟漕別れ、さて難渡を渡すへき舟を、

かまへの沖より順風に帆を上、「いと」を高岡町史上巻「心を二作ル、下同シ、澄し更る夜の

浪も枕を柏島、こはめの前にて夜を明し、

次之日の巳之時に、音に聞えしあしすりの御崎を伏拜み、しハし磯間に

船を留め、「海士の桑町之」み「海士の業の賤のめの機織か宿とは見へね

とも、ぬの「者らふ」る「といへ、所に一夜を明し、峰の横雲ともろ共に、

かりねの宿を立別れ、本川の湊口より風に任せて行程に、名にしおふ

都の名にハ替ける、「慶かせのすか」賀「慶世のさか」二作ル、土佐佐賀下山城薩賊ヲ掛ケタルモノカ、を打過れ

は、あるひハ扁舟を「漾し」「禪し」、沖に釣をたる、もあり、或ハ

□頭に立て、よせ來る浪に竿を抛りし者もあり、五湖の春水にハあら

ねとも、白鷗翅をならへつ、満くる鹽に濱「淵」「千鳥」二作ル、「淵」ハ「衛」ノ誤リカ、

の立行聲は遠さかる、嶺松枝をつらね吹くる風の音□れ、引人ハなけ

れ共、いつれの所よりしらへ初けん「緒」と、ことさへたくひそなかりけ

る、「雲□も覽ことし」「雲海の流」二作ル、東天も日暮れハ、しわの里にそ

著にける、

五更以下、十月四日ノ記事カの空も明行ハ、すこし沖に打出て、山くをかへり見れば、高根に

積る白雪ニ、富士の氣色をおもひ出、さてハ爰も田子の浦かとうたか

ひける、夕陽に色をあらそふ紅葉之水面にえいし、錦を洗ふにことな

らず、傳へ聞昌江「蜀江」も、よ所にハあらしと思ふ計なり、漸酉之時分「同國」浦

戸ニ罷著候、

五日にハ、浦戸の政所磯久左衛門「兵衛」へ案内申候て、終日商人衆と雑談申居

候、

次之日、左兵衛殿方爲案内者、一向道場へ罷移候、

次之日、小川より談合衆近藤乘柏齋、樽酒二丁□持候、池勝部「掃部カ」・磯久同

前二賞翫候、

八日にハ、藤介殿「池」より以小船被送候之條、青龍寺江參詣申、歸さハ陸路

にて池の浦の觀音ニ參り、旅中の祈念申候、

次之日ハ、遠鳥寺弘縁坊と語暮し候、

次之日、政所より乗船被送候之ま、音に聞得し吸江庵直臺山參詣申、

□高寺と申坊中にて、御茶湯・御酒、種々無申計候、十日のくれか

た、元親「長宗我部」さま被成御歸陣候、

十一日、晚景、勝部頭「掃部カ」まで以使者「アキマ」しりの御意趣被聞、内場へ可被

參候由候之條、有増申渡し候、

十二日、池藤介殿被誘引候之條、終日長濱へ遊山ニ罷出、かへるさハ、

御豐裏「同國御豐裡」より以小船送し候、

次之日、眞幸衆と語暮し候、くれかた江村殿御歸陣候之ま、即刻案内

申度によし、政所まで申候へ共、口能かましくて不事成候、

次之日、島村善左衛門と申薩摩問合より預御酒候、同敷泉長坊來越候、

十五日ニハ、泉長坊可參のよし候之ま、不及辭退罷出、終日宗知坊・

兵部卿・唐子殿雜談申、くれかた罷歸候、然ハやかて江村殿より泉長

坊・孫五郎殿を以、三河院之儀取候延預御樽二丁候、其外種々故實不

及申候、夜入候て、内場より、天觀歸陣以後御無沙汰之由、田中

齋承候、拙者御□に罷出候、

次之朝、日州客僧衆泉長坊・泉草坊・大乘坊・一乘坊・大圓坊來儀候、

京都之儀、細々雜談申候、夜入候て、勝部殿「掃部カ」・藤介殿内場より被罷歸

候、就夫江村殿、藤介殿宿所へ入御候、拙者罷出候處、種々會尺無申

計候、

次之日、當山駈出之客僧衆と雑談申居候、晚かた、池孫五郎殿以同道、

勝部殿「掃部カ」之風呂入申候、

十八日、早朝、横山隼人仕・池孫五郎殿爲案内者、岡豐罷越候、小宿ハ

源溶坊二被仰付、やかて江付殿來儀候ま、元親(同)隱濱寺(濱)まで之御出にて、被成見參候、小宿よりの案内にハ前之兩人、門外迄江村殿差出、奏者にて候、夫より元親沓抜まで被下合候、座敷ハ同前ニ罷入候、先土器計にて御酒上候、可罷立覺悟ニ仕候之處ニ、又盃參候、其獻にて肴酌參候へハ、やかて食籠、次之篇ニ素麴、次ニ松茸汁、次ニくきやう、夫より盃數度上候、宮仕ハ桑名彌次兵衛并福富新三郎・廣瀬七郎、最前引物之取成ハ、勝兵衛并横山他三人被渡申候、拙子か手火矢ハ、座敷ニ參り候て後ニ、江村殿被持出候、御書ハ直ニ可被請取候得共、別座敷ニ罷立候て、江村殿ニ渡し候、夜ニ入候て、江村殿御酒樽一荷、種々取持差身御出候、元親よりも汁色ニ端・御酒樽一荷預送候、内山路之調未故實、

次之朝、於小宿預御請候、御意趣之返答相尋候へハ、指合之儀、已ニ再三申候得共、異儀不承候、やかて西之坊爲案内者、成合(同)と申山家まで罷立候、元親御乘馬、中間二人被引せ候、

次之日、梁浦之善右衛門之本へ罷著候、

次之日、立川之神兵崎付二宿所へ罷越候、

廿二、新宮ニ被著候節、小宿被仰付、

次之日、路次被送三人にて菘浦まで被見送候、晚方觀音寺被付、即案内申候へハ、増屋利右衛門爲引付、常福寺ニ小宿申候、やかて御樽三

荷・米一俵、其外故實種々被相調候、

廿八日、西之坊被成歸路候、

次之日、在所之人衆と雜談申暮し候、

次之日、依雨中、いたつらにくらし候、

廿七日、西福寺・利右衛門殿・新名典兵衛尉殿三にん、出船候事堅被仰

付候之條、戌新計出船申候、夜中之一番鳥(備後)ニ、ともへ罷付候、

廿八日にハ、乗合衆・水主祝言の御酒寄候、從助安送ハ無御座候條、荷

物等ハともへ詫置(託)、身すから計山田(同)へ參上申候、一色殿、門内にて薩摩の者と申候へハ、やかて布施治部少輔殿被出合、内儀ハ被御通候、即宮島備前守殿にて、小宿之儀被仰付候、次へ眞木鳥殿(昭光)へハ新將監殿江被差遣候、從薩摩之御意趣被相増、以宮島殿被聞せ度之由候之條、申渡候、

次之朝、早々ともへ人馬被遣候て、荷物取よせ申候、同敷進上物之臺、作せ候て、晚景眞木鳥殿・一色殿へ進上物、御意趣申渡候、内々入魂ハ、治部少輔殿・新殿・宮島殿、殊之外被成御懇切候、裏付之事ハとかく無其沙汰、殿文字之事、(アキマ)近衛殿御下向之時申談候之ハ、被

聞召候、此子細ハ申調候、御書ハ一色殿ニ渡申候、御太刀・黄金ハ新殿へ渡申候、其外新殿・宮島殿兩人にて被取成候、やかて御書披見候て、御盃上候、御汁一ツ、くきやう同前ニ上候、主居ハ眞木鳥殿・一色殿・布施殿、客居ハ拙者一人、御酒ハ三篇、其内ニハ一色殿御肴御ハさみ被成候、

廿日ニハ、爲内儀、源殿・新殿來入候、其外布施殿・宮島殿被成出入、雜談申候、晚景、渡邊出雲守殿御食可給候由、晚景、城内罷上候、(口)敷學院・雲州・高津喜駿州・源八郎殿、五人にて候、殊之外馳走候、案内者渡邊又太郎殿、

霜月朔日之朝、一色殿被召候、再三斟酌申候得共、御尋可有之子細候、祇候可申之旨、重而承候條、遂參入候、結構ニ御賞用ニ候、座敷ハ小座敷、眞木鳥殿・一色殿・布施殿、四人にて候、御雜談ニハ、堺舟(勝家)轆へ著岸し、其左右二者、東國之諸軍悉柴田先として、近江迄被打出候、羽筑之衆も京都近邊ニ被差向候之由申候、東國・中國一味ニ申

合、羽筑一人差數訖、此儀御入路も可爲進候之由、御物語候、又者薩摩馬之事、日州鷹之事、弓箭之事、御物語候、暮候て、以新殿、今度薩へ爲上使布施殿御下向之時、被仰聞候、

二日、布施殿(内九)と雨談申、下向之談合申候、同御請調候儀、申入候、御意

趣御請被下候、晚景、以新殿、三日之朝御酒被下候、眞木鳥殿殊之外御懇二候、

三日、眞木鳥殿被召寄候、座敷ハ一色殿・布施殿、四人にて候、從夫出雲守殿被送候條、鍋田之廣雲寺迄罷越候、

四日、高山(安藝)ニ罷付候、於中途宗右衛門行合候、可被成候由候之條、頼入、即桂殿(景禮)へ申入候、

次之日、從城内頼源坊爲使僧、從遠國辛身(勞九)之儀承候、酒一荷・米二俵、其外故實種々取持候、晚景、龍泉院にて桂宮内とのへ御意趣、御書・進物渡申候、

六日之晚景、(從九)高山御酒寄合候、座敷ハ、主居ハ隆・平坂寺・春阿彌、

客居ハ拙者・久村弓左衛門殿、罷出候へハ、やかて御食、其後土器にて點心、酒一獻まし罷立候、隆外縁まで御出候、

次之日、一山齋終日雜談申暮し候、

八日、從丁三粥、一山齋寄合候、

九日、從小早川殿以桂宮内殿、御請うけ給候、引物四色一端・鳥目三百疋被送候、やかて廣吉迄罷立候、

次之日、吉田(同國)之やうに打立、路次寒風、せん方もなく候、五戒坊案内申入ハ、三日市三郎右衛門へ小宿之儀被仰付候、

十一日、早朝從五戒坊預御文候、やかて晚景、興源寺之内萬福院へ小宿被仰付候も、其夜、長沼(元正)又四郎殿爲御使者、五戒坊与被成同道候、大樽二ツ・米五俵・折二ツ・燒炭四ツ・薪十荷・代三貫文被持せ候、深

更まで御酒重々賞翫申事候、

次之日、從國士殿(同、下同)、夕食可有御振舞之由うけ給候、數度斟酌申候得共、重而以五戒坊承候條、罷出候、種々珍物不及言語候、相伴ハ五戒坊・國士殿・福原伊賀守・内藤助次郎、此人衆にて候、四之比罷立候、依

雨中路次迷惑にて候、

十三日、亭主坊と終日雜談申、日中之比、本寺へ案内之事候、種々御會尺無申計候、夜入候て、暮海寺(沼、下同)御來儀候、御酒會尺申候、

十四日、早朝、從五戒坊、輝元(毛利)之御寄調儀無油斷之旨、預一通候、從薩州卷物五ツ、太夫殿より卷物二ツ、書狀相添進入申候、

次之日、五戒坊來儀にて、終日雜談無限候、

十六日、濫首座と碁勝負有候、

次之日、從五戒坊朝神事、殊之外馳走二候、くれかたに罷歸候、拾八日、五戒坊・國士殿内談にて、吉川殿(元春)へ之書狀相調候、吉川殿之内衆森脇大藏助殿と以談合、事成候、

次之晚景ハ、本寺より夕食、霜月(露、下同)同前、

廿日、亭坊主と申暮し候、

廿一日、いたつらに打くらし候、

廿二日、晚景、暮海寺より夕食種々、

次之日、長藏殿來儀、雜談申候、

廿四日、いたつらに打くらし、(兵)三郎殿申候、

次之日、いたつらに罷居候、

廿六日、從國士殿、三庫助くにて、明日可致登城之由うけ給候、長藏殿來儀、終夜雜談申候、本寺より以使被召、平家承候、

廿七日、早朝、霜月よりひねりにて、登城ハ廿九日ニ被差延候うけ給候、日中之比、國士殿・霜月・祇園坊にて、御事(書カ)・進物可請取之由候之條、一々調渡申候、

廿八日、興禪寺ニ參候て、雜談申候處、國士殿より預使者、晚景にハ、萬福院以同役、風呂二入申候、

次之日、霜月より以捻、登城之儀承候、戌時計、輝光(元)乗り二御光儀候、案内にて、霜月半時程宿療二被召置候、盃前後之御禮、國士にて兩度

承候、従夫罷出候、拙者腰十帳ハ、國士被取成候、やかて座敷ニ參

候、人衆ハ、吉川殿・赤川十郎右衛門殿・大庭宗千入道・露月、二以

六人、拾躰ハ五獻組、湯漬にて殊外結構不及申候、

十二月朔日、露月公ニ罷出ル、朝神の、(事カ)従夫終日對爐邊、雜談申くらし、

次之日、國士へ爲御禮、巻物一ツ致持參候て、罷出候、日中頃ハ興禪寺

ニ參候て、御酒・茶之湯不及申候、三日之朝ハ初雪、殊の外面白候、

從露月公、御酒・勿飯種々故實調にて被持せ候、長老様も御來儀に

て、雜談迄候、

次之日、吉川殿より薩州へ之御請等被送候、使者ハ大庭孫六郎、拙者

馬・太刀被下候、五日之晚景、布施殿被成來儀、

六日、朝、從眞木島殿一通、中島市兵衛殿にて國士へ申渡候、晚景、露

月、(月)薩州一之御請被相調候、外□布施殿・中島殿御酒參合候、

七日、雪中治部殿へ宿ニ罷出候、殊之外沈醉申候、從輝元様、途中之御

判形被下候、霜月被成入魂候、

八日、いたつらに雜談申くらし候、

九日、いたつらに罷居候、

十日、露月へ暇乞ニ致登城候へハ、晚景被成抑留、(布施治部少輔)布施殿同前ニ夕食、

殊之外沈醉申候、

十一日之朝食、萬福院之振舞二而、御取持にて候、葦海寺入御、(けつカ)ロキタ

かたハ風呂焼申候て、布施殿振舞申候、

次之日、布施殿・露月來儀候之條、くれかた御酒參會候、日中頃ハ西之

療へ罷出候て、御酒賞翫候、

十三日、種々祝言申事候、日中ノ比ハ治部殿へ罷出、御酒度々の事、晚

ニひねりにて、御返事之儀承候、

次之日、いたつらに罷居候、

十五日、國士殿・露月にて御返事承候、御馬・太刀給候、御趣意分ハ京

都之儀共、

次之日、ひきみ堂にて罷居候、送馬三疋被仰付候、

十七日、草津へ罷付、兒玉周防殿と申人共、先ハ無分別□、然共三ヶ條

以後拙者致登城候へハ、以得心舟渡被仰付候、

十八日、午時ニ出船申候、乗衆ハ内藤與四郎殿、川内源三殿、小三郎に

て被送候、然者宮島へも、兒玉兵部殿・佐竹殿へ以一通被心候之條、

殊之外懇ニ戻候、

十九日、早朝、辨財天ニ參詣申、下向道之祈念申候、參錢ニ銀子三文

め、同敷鳥目百文、從兒玉兵部殿預樽酒候、

廿日、兵船ニそうにて被送候、上乘衆ハ與一兵衛殿、以上兩人、關所に

て上口へ御祝儀之衆可參會候、依夫手火矢共被數候、やかて小方へ罷

付候、其晚ハせき戸へ一宿申候、

次之日、(同國)ふく川へ罷付候、

廿二日、(同國)宮市へ被付、やかて天満宮へ參詣申、下向之祈念申候、

次之日、山口へ罷付候、殊之外寒風、無爲方候、

廿四日、亭主案内者、(就信)國司殿へ罷出候、取成立野左馬助殿にて、十帖持

參申候、同敷市川殿へ一腰金覆輪、又十帖相濟申候、取成ハ江頭左衛

門殿にて、罷歸候て、廿四日祝言申候、

廿五日、町中へ一見ニ罷出候、彼是國法寺・香積寺・金台院參り申候、

罷歸候へは、□跡市川殿以大貳殿、樽二ツ・米一俵・折二合・薪二

荷・炭一荷送給候、即御酒參會候、

廿六日、いたつらに語くらし候、

次之日、沈醉にて終日ひる寢申候、

廿八日、國司殿より米二俵・樽一ツ・折一合預送候、使者ハ三輪新右衛

門、

次之日、大貳殿へ禮儀罷出候、おなしく風呂ニ參候、

卅日之朝、市川殿・國司殿へ歳暮之禮ニ參候、大貳殿御酒あつかり候、夜入候て、高田泉州へ罷出、殊之外給醉候、年之夜之祝儀重疊候、

天正十一年正月朔日、祝儀重疊、くれかた泉州江罷出、殊之外沈醉申候、

二日、寶泉寺一見ニ罷出候、晚景、泉州めされ候て、殊之外大酒二候、次之朝、あまりく寒風二候之間、粥調にて、高田殿いづれも參會、賞

翫申事候、其夜、廣徳院亭坊御酒被振舞候、同敷吉日候之條、御伊勢・祇園、午之時計首途申候、やかて市川殿・國司殿へ年首之禮儀申候、

四日、京衆など御供にて、湯田へ被出湯治、路すから御酒持せ候て、殊之外遊山仕候、從市川殿、年頭之預御使者候、名子(字カ)ハ梅本彌四郎と申候、御鏡之折一・混布之折一・樽一相調被下候、夜入候て、酒宴など仕候、

五日、市川殿へ暇乞參候、同送奉書、筑紀之吹擧申談候、大貳殿以御取持、殊之外馳走候、次之朝、從市川殿、重富筋二郎殿返札ニ御太刀・馬代三百疋預送候、從大貳殿、圓藏坊被遣候之條、肥前著之儀承候、同大貳殿年頭之御禮來儀候、樽・錢廿疋あつかり候、あかね小袖三ツ、銀子廿七文め八分ニ買申候、夜入候へハ、宿中ニ客衆中來儀候、殊之外酒宴無申計候、

七日、いたつらに打くらし候、次之日、山中迄罷立候、十日、長府へ參候、道にて掃部殿へやと申候、次之日、以亭主、奉行迄申入候、やかて勝間田大炊助殿へ案内申候處、同道致登城、隆(春)松被成見參候、やかて吹擧被相調候、拙者も金覆輪之太刀・十帖進入之、良返札給候、馬代三百疋、くれかたに罷歸候、

十二日、朝、以亭主、奉書之儀勝大まで申候、不成成にて、關所之馬をやとい罷越候、繩田主計之以取成、小倉舟ニ乗申候、

次之日、香(春岳)集人罷越、於師殿申入候、

十四日、大隈罷越、案内申候、然ニ從秋月殿以守田、意趣之分被聞せ候、

十五日、秋(同國)月へ罷越、子午之勘兵衛殿來儀、被爲あらし被尋候、

次之日、上四郎殿爲使者一通、又意趣等被聞せ候、

十七日、亭主といたつらに打くらし候、次之日、如金寺へ被召移候、大雪無申計候、上四郎殿中道之談合ニ、大熊ニ被參候、

次之日、亭主坊ニ夕食より合申候、廿日、以牧上四郎殿へ尋候へハ、老見中談合にて可有來儀候由、返事ニ而候、

廿一日、徒に語暮申候、

廿二日、從上野殿以於梁川へ使僧之由被越候、

廿三日、晚かた月待の支度申候、夜入候て、さまく遊覽ニて候、

廿四日、公方(足利義昭)様へ御禮之事共、諧候申、日をくらし候、

廿五日、矢島兵庫助殿來儀にて、判題見せ申候、終日御酒雜談申くらし候、

廿六日、殊之外大雪、寒風一段之迷惑ニ候、

廿七日より打つ、き大雪、寒風無申計候、

次之日、矢兵殿來儀ニて、さまく雜談申居候、

廿九日、大酒仕候、終日ひるね計候、

卅日より天氣も晴候て、山々に霞見へ申候、潤正月一日、矢兵殿來儀ニて、終日雜談申候、くれかた上四郎殿來儀候

キ、二日、朝、御(關)くし申候へハ、をり申さす候、笑止にて候、

次之日、矢兵殿天道こ、かた申、終(日脱カ)雜談申候、

四日、矢兵來儀、物かたりに候、

次之日、以使者、上田殿へ申候へハ、内藤殿へ音信のやう被仰遣候、  
六日、大雪打つ、きハ、御山へ主水・監物申遣候、兼利殿來儀ニて、  
惟々雑談申候、

七日、從早朝、役行者の看經、其外諸神立願數々申候、矢兵來儀ニて、  
語暮し候、

八日ハ、從早朝鹽斷ニて、御藥師二祈念申候、日中比、心樹院參候て、  
御壹種々渡シ、兵庫殿へ治部殿御出候之條、御供申候、

次之日、寒風ニいたつらの躰、無申計候、

十一日、心樹院來儀候、雑談申承候、雨中、

十二日、鹽斷申候、

十三日、兼利殿へ罷出候、

十四日、いたづらにくらし申候、

十五日、朝神事、兼利殿ニ御座候キ、

次之日、朝神事、心樹院にて候キ、くまかた四郎近持殿にて下向談合候、

十七日、月待の用意申候、

次之朝、兼利殿以深江佐介、香松へ御越うけ給候、向後懇之儀さまく

二候、

十八日之晚景、上野介・兵衛尉、夕食にて候、

次之日、早々秋月罷立候、長順坊案内者被下にて、乗馬二疋・夫五人、

やかて筑後之内くし原ニ罷付候、

次之日、はいつかに罷付候、部明神宅ニ二夜泊、

廿二日、午之時計、從梁川宮田兵部少輔にて、祝之樽五ツ・鯉一懸、其

外折ニ被持候、やかて泰山まで打立候、石水山掃部助殿へ二夜泊申

候、從家治樽五ツ・折種々被捧候、終夜酒、

廿三日、終日語くらし、やかて月待さまく亭主と酒宴申候、

廿八日、從大水山ハ、松下左近殿・横田善兵衛尉殿、其外卅人、祝にて

〔高〕瀨まで被送候、中途にて泊間那殿酒迎之由うけ付て、かくれ申候  
キ、やかて高瀨ハ永徳寺に一宿申、馬場五兵衛ハ殊之外馳走候、

次之日、五兵衛尉殿、龍造寺之番衆、いつれもく横島迄被送候、やか

て上間へ罷渡候、種々六ヶ敷申候へ共、申分にて著舟申候、

廿六日、上間之人田尻早右衛門以馳走、隈本へ被送候、久元より同名外

記殿にて、御酒・食籠種々深更まで酒宴申候、

廿七日、從隈本、人衆あまたにて外城へ被送候、やかて禪州より以引

付、伊津之志摩殿へ一宿申候、亭主之馳走、無申計候、

廿八日之朝食、從禪州殊之外馳走、種々無申計候、やかて宇都まで被送

候、拙者も本郷殿・北殿侶閑へ罷出、殊之外大酒仕候、夜入候て、從

顯孝、如悦大炊助殿にて大酒取持候、殊之外之尺にて、今夜入候て、

本郷殿來儀候キ、

次之早朝、大炊助殿へ禮儀罷出候、本郷殿より送衆あまた被仰付□□八代

まで參り候、本田野州へ申入候、林泉院宿申候、上使へ野州禮儀候、

二月朔日、朝食被申請候、大兩まで二而、其外種々申請候、晚食ハ從林

泉院被振舞候、

二日、吹舉相調にて、舟本まで被下候、案内者ハ宮内源助殿にて候、

徳之口□□役人夕食被下候、殊之外喧嘩、見物候キ、

三日、同所役人善衛門朝食馳走申候、やかて出船仕候、終日天氣よく候

キ、舟にて三ヶ月拜シ申候、其夜水俣ニ一宿仕候、

次之朝、出船申候、米之洲江午時計罷付候、以使杉之城へ申入候へ共、

御繁多二候條、無御返事候、

五日、雨中二候へ共、從役人被送候由候、城麓へ罷出候、市來加賀守殿

へ罷出候て、くハしく申談候、夜入候て、從義虎様以梁瀨殿、翌日可

有來儀候由、被仰候事、

六日之朝、從雅樂助殿粥振舞ニて、從殿様朝食にて候、左敷ハ梁瀨備前

守殿・古鹽大炊兵衛殿、以上五人にて候、殊之外大酒、無申計候、  
七日、義虎御來儀候、それより小原(薩摩)まで罷立候、

次之日、於高城(同國)、知識因幡守殿内水にて酒むかへ、殊之外馳走候、それより隈之城まで罷越候、從地頭被仰付候由候、長濱殿被成馳走候、

九日、市來江罷越、中村與介へやと申候、地頭より御馳走候、

次之日、松本寺へ罷出、湯なとひかせ申候、殊之外會尺二候、

十一日、かこしま罷付候、くれかた忠棟へ申入、即太守様、以本田刑部(鳥津義久)、

少輔殿御禮二候、

十二日、諸方へ罷出、くれかた忠棟夕食被下候、座敷者堀池大夫(宗地)□□六人にて候、

十三日、早朝、出仕申候へとも、とかく申さす候、いたつらにくらし候、

十四日、いたつらにくらし候、

十五日、忠棟へ罷出、委細之儀申候、

十六日、從御内御注進候て、對面候、

十七日、從忠棟御食にて、同敷本刑部殿へ御禮候、(本田正親)

十八日、御諏訪・稻荷へ參詣申、立願成就申候、終日寺二罷出、なくさみ申候、

十九日、南林寺へ參り申候、御内へ出仕申候、御暇申と存候、

廿日、日向へ罷歸候、夜すから上使と御酒參會候、

廿一日、早朝、罷立候、御馬被下候、

吉田之奉行□□(安藝)

兒玉三郎右衛門尉殿(元良)

國土右京亮殿(元武)

栗屋右京亮殿(元勝)

栗屋元貞(栗屋元貞)

同名掃部助殿(就也)

桂左衛門太夫殿(就也)

以上五人、

其外壹舞々人衆

堅田三郎左衛門殿(元乘)

栗屋内藏亮殿(元種)

同名惣兵衛尉殿(栗屋元秀)

○下略、天正十四年三・四月ノ記事ニカ、ル、(大日本史料 第十一編之三十一) 同年六月二日ノ條ニ收ム、